# 野村不動産グループカスタマークラブ会員規約　新旧対照表

（2026 年 11 月改定）

| 旧 | 新 |
|---|---|
| **第３条　（会員）**<br>1.会員とは、運営会社における以下の対象者で、本規約を承認の上、運営会社所定の方法でカスタマークラブ会員登録手続きを行い、運営会社が入会を承認した方とします。<br>【対象者】<br>（1）野村不動産株式会社が売主である分譲住宅の購入者及び賃貸借契約者<br>（2）野村不動産ソリューションズ株式会社が仲介した住宅の売買契約者、及び販売代理物件の購入者又は賃貸借契約者<br>（3）野村不動産パートナーズ株式会社が管理する分譲住宅及び賃貸住宅の所有者又は賃貸借契約者<br>（4）野村不動産パートナーズ株式会社におけるリフォーム工事契約者<br>（5）野村不動産株式会社が事業推進協力を行う建替え事業または再開発事業の権利者（住宅に限る）<br>（6）その他運営会社と取引があり、運営会社が承認した方<br>2.未成年者は会員となることができないものとします。<br>3.第 1 項の（1）～（6）に該当する対象者のうち、法人名義の場合は当該法人名での入会とします。<br>4.第 1 項の（1）～（6）に該当する対象者の同居する 2 親等以内の親族は、本規約に同意の上、家族会員として登録することができます。ただし、未成年者は家族会員となることができないものとします。また、法人会員の場合は家族会員を登録できないものとします。<br>5.第 1 項の（1）～（5）関しては、日本国内に所在する物件の取引に限ります。<br>6.第 1 項の（1）～（6）に該当する対象者であっても一部入会対象外となる場合（宅地建物取引業者等）があります。<br>7.第 1 項の（1）～（3）における賃貸借契約者とは、社宅利用等の入居者を含むものとします。 | **第３条　（会員）**<br>1.会員とは、運営会社における以下の対象者で、本規約を承認の上、運営会社所定の方法でカスタマークラブ会員登録手続きを行い、運営会社が入会を承認した方とします。<br>【対象者】<br>（1）野村不動産株式会社が売主である分譲住宅の購入者及び賃貸借契約者<br>（2）野村不動産ソリューションズ株式会社が仲介した住宅および住宅用土地の売買契約者、及び販売代理物件の購入者又は賃貸借契約者<br>（3）野村不動産パートナーズ株式会社が管理する分譲住宅及び賃貸住宅の所有者又は賃貸借契約者<br>（4）野村不動産パートナーズ株式会社におけるリフォーム工事契約者<br>（5）野村不動産株式会社が事業推進協力を行う建替え事業または再開発事業の権利者（住宅に限る）<br>（6）その他運営会社と取引があり、運営会社が承認した方<br>2.18 歳未満の者は会員となることができないものとします。<br>3.第 1 項の（1）～（6）に該当する対象者のうち、法人名義の場合は当該法人名での入会とします。<br>4.第 1 項の（1）～（6）に該当する対象者の同居もしくは生計を一にする 2 親等以内の親族*は、本規約に同意の上、家族会員として登録することができます。ただし、18 歳未満の者は家族会員となることができないものとします。なお必要に応じて確認書類を求める場合があります。また、法人会員の場合は家族会員を登録できないものとします。ただし当社が承認した場合はこの限りではありません。<br>*パートナーシップ宣誓制度利用の方を含む<br>5.第 1 項の（1）～（5）関しては、日本国内に所在する物件の取引に限ります。<br>6.第 1 項の（1）～（6）に該当する対象者であっても一部入会対象外となる場合（宅地建物取引業者等）があります。<br>7.第 1 項の（1）～（3）における賃貸借契約者とは、社宅利用等の入居者を含むものとします。 |